

法という天秤

香川県 高松第一高等学校 2年 中村 真菜

私は高校生になってから法律というものに興味が湧きました。そして今、それが社会貢献になるのではないかと考えています。

私は昨年、1年生だったときに「模擬裁判選手権」という大会に出場しました。きっかけはただ友達に誘われたから、単純におもしろそうだと思うたからでした。このときは高校生がやるディスカッションにすぎないと思っていました。

しかし7月の下旬から始まった練習は想像とはるかに違っていたのです。事件は詐欺事件でした。論点は誰がやったのかではなく、共同正犯かどうかでした。

まず弁護チームと検察チームに分かれ、互いに自分たちに有利な点、不利な点について情報をピックアップしていきます。そして、チームの中で私が任されたのは冒頭陳述と主質問でした。

最初はなんでこんな毎日議論して練習しなければならないのだろうか、と参加を後悔したこともありました。

しかし、あるとき気がついたのです。私はこの事件を現実のものだと思っていないから真剣になれていないのだと。もちろん架空の出来事ですが、私が弁護をもし本当にするのだしたら、この人の無罪を主張するのは正しいことなのだろうか、と思うようになりました。

依頼人の供述したことは真実かどうか分からない。証拠も有利にも不利にもとれるものばかり。

結局私の1年生の夏にこの明確な答えが出ることはありませんでした。

しかし1年生になったその夏、私は初めて法律というものに興味を持ちました。すべてはこの模擬裁判が始まりでした。今まで賢い人が行くのだと他人事のように考えていた法学部に行きたいと思うようになったのです。

そして今年の7月、模擬裁判をもう一度しようと決意しました。昨年やったことでかなりの気合いが入っていました。

今回は母親が子供を殺した事件でした。論点は故意なのか、そうでないのかでした。私は昨年から憧れていた弁論を担当することになりました。

それからは、昨年同様怒涛の1か月間でした。何回も何回も供述調書や捜査報告書を見直して何度も何度もチームで話し合いました。キーボードで原稿を打つては修正、打つては修正を繰り返し、キーボードのカタカタという音にさえも嫌気がさすほどでした。

私が苦しくても頑張れたのは、仲間と先生方のおかげでした。それともう1つ昨年探していた答えを見つけだすためでした。

今回の事件と前回の事件、殺人と詐欺と全くもって内容が違いますが、1つだけ同じ点があります。それはもし犯人でなければ、刑務所で自分が犯してもいない罪で人生を棒に振らなければならなくなるということです。

ドラマなどでよく聞く「推定無罪の法則」。これはこういう冤罪を防ぐための法律です。

しかし、裏を返せば、その人が犯人であるという状況証拠だけがあつて直接証拠がなかったり、犯行動機に矛盾点があつたりということがあれば、たとえ犯人だったとしても無罪になりうるということです。

私は今までこの「推定無罪の法則」は、犯人の逃げ道でしかない、法の抜け道だと思っていました。世間の誰しもが犯人だと思っていた人が証拠不十分で無罪になったこともあり、あまり良いイメージではありませんでした。

しかし、「疑わしきは罰せず」というルールがあると同時にこのような言葉もあります。「10人の真犯人を逃すとも、1人の無辜を罰するなかれ」

今はこの言葉の意味がよく分かります。理由はただ1つです。殺人をした人が平穩に何もなかったかのように生きるのももちろん許しがたいことです。しかし、輝く未来のある人間の年月を奪うということはそれよりもっと重罪に値すると思うからです。それでも、それにしかすがれなくなるケースがあるからです。

少しでも疑いの余地があれば無罪にしてしまおうというのは違うと思います。司法は常に試されているのです。

裁判員制度や模擬裁判選手権と、今、法の天秤は私たち市民に、そして学生に委ねられてきていると私は思います。

私もつい1年前までは法に興味のないただの学生でした。

しかし今は、法についてもっと知りたい、あわよくば法を世の中にもっと広めていきたいと思うのです。

私たちが敬遠せずに近づけば、法も自然と寄りそってくれるはずですよ。法に興味を持ち、法を知ることが私の社会貢献です。

